

《お知らせ》

伊賀市水道の料金表です

[令和元年(2019年)10月1日適用]

ご請求額 = ①口径別の基本料金 + ②使用水量に応じた従量料金 となります

2ヶ月あたり(2ヶ月に一度の定期検針)で計算する場合

①基本料金(消費税込)		②従量料金(消費税込)	
水道メーター口径	2ヶ月あたりの単価	使用水量 (2ヶ月あたり)	1m ³ あたりの単価
φ 13mm	1,320円	1~20m ³	88円
φ 20mm	1,980円	21~60m ³	198円
φ 25mm	4,400円	61~120m ³	264円
φ 30mm	6,600円	121~200m ³	286円
φ 40mm	11,000円	201~2000m ³	297円
φ 50mm	17,600円	2001m ³ 以上	308円
φ 75mm	44,000円	公衆浴場用 (201m ³ 以上)	88円
φ 100mm	88,000円	臨時用 (21~60m ³)	704円
φ 150mm	220,000円	臨時用 (61m ³ 以上)	792円
φ 200mm	396,000円		
φ 250mm	440,000円		
公衆浴場用 (200m ³ まで)	11,550円		
臨時用 (20m ³ まで)	11,440円		

+

— 料金計算例 —

《口径φ13mmで、2ヶ月に21m³使用した場合》

①基本料金	1,320円
②従量料金(1~20m ³) 単価	88円 × 20m ³ = 1,760円
(21m ³) 単価	198円 × 1m ³ = 198円
計	3,278円

《口径φ25mmで、2ヶ月に81m³使用した場合》

①基本料金	4,400円
②従量料金(1~20m ³) 単価	88円 × 20m ³ = 1,760円
(21~60m ³) 単価	198円 × 40m ³ = 7,920円
(61~81m ³) 単価	264円 × 21m ³ = 5,544円
計	19,624円

※金額はすべて消費税10%を含んでいます。1円未満は切り捨て計算となります。

- * 水道メーター(量水器)は大切なハカリです。メーターボックスの上や周辺には物を置かないようにしてください。犬を飼われている場合はメーターの場所から離してつないでください。メーターの検針がしやすいように、皆様のご協力をお願いします。
- * 水漏れは、大切な水を無駄にするばかりでなく、ご家庭での水道料金の負担を大きくすることになります。水漏れを発見したら、伊賀市指定工事店に修理を依頼するなど、早期のご対処をお願いします。
- * 水道料金のお支払いは便利な口座振替をご利用ください。
- * 水道部では、土・日・祝祭日は休業日となっております。転居等による水道の開栓・閉栓はなるべく早くお手続きを済ませてください。

【問い合わせ先】

- ◇水道料金業務担当課 伊賀市上下水道部営業課 【電話 0595-24-0003・FAX 0595-24-0006】
- ◇水道料金・検針に関すること 伊賀市水道お客様センター 【電話 0595-24-0013・FAX 0595-24-0007】

営業時間 午前8:30~午後5:15(土・日・祝祭日を除く)